

学校給食費の納付に関するお知らせ

小田原市教育委員会

小田原市では、市立小・中学校と下中幼稚園で学校給食を実施しています。各学校や共同調理場の栄養士が、子どもたちの身体のために安全な栄養バランスを考慮した美味しい献立を提供しています。

■学校給食費（月額）

皆さまにご負担いただく学校給食費は、すべて食材購入のための費用となります。

区分	1食単価（教職員）	月額（教職員）
小学校	257円（276円）	4,300円（4,620円）
中学校	307円（342円）	5,000円（5,570円）
幼稚園	230円（276円）	3,900円（4,670円）

※中学3年生の3月分の給食費は、1,930円です。

※給食を実施する日程は、各学校・園により異なります。

<注意事項>

感染症や長期欠席等で給食を止める場合は、保護者から学校へお申し出ください。

発注の関係上、お申し出から4日分（中4日、土日祝日含まない）の学校給食費は減額できません。

なお、給食を再開する場合も同様の日数が必要なため、学校への連絡はお早めをお願いします。

■納付方法 ※手数料はかかりません。

① 口座振替

納期限の日に口座から振り替えさせていただきます。再振替（再引落し）はありませんので、残高不足のないようご注意ください。お申込みいただくと、市立中学校を卒業するまで有効です。

口座振替ができる金融機関

横浜銀行	りそな銀行	さがみ信用金庫	小田原第一信用組合	三井住友銀行
スルガ銀行	静岡銀行	中南信用金庫	かながわ西湘農業協同組合	
みずほ銀行	静岡中央銀行	中央労働金庫	ゆうちょ銀行（郵便局を含む）	

※長期にわたり、口座振替不能となった場合は停止させていただくこともあります。

② 納付書払い（年間分をまとめて支払うことが可能です。）

納付場所の詳細については、納付書の裏面を参照してください。

☞市役所（本庁、マロニエなど）、金融機関、コンビニエンスストア

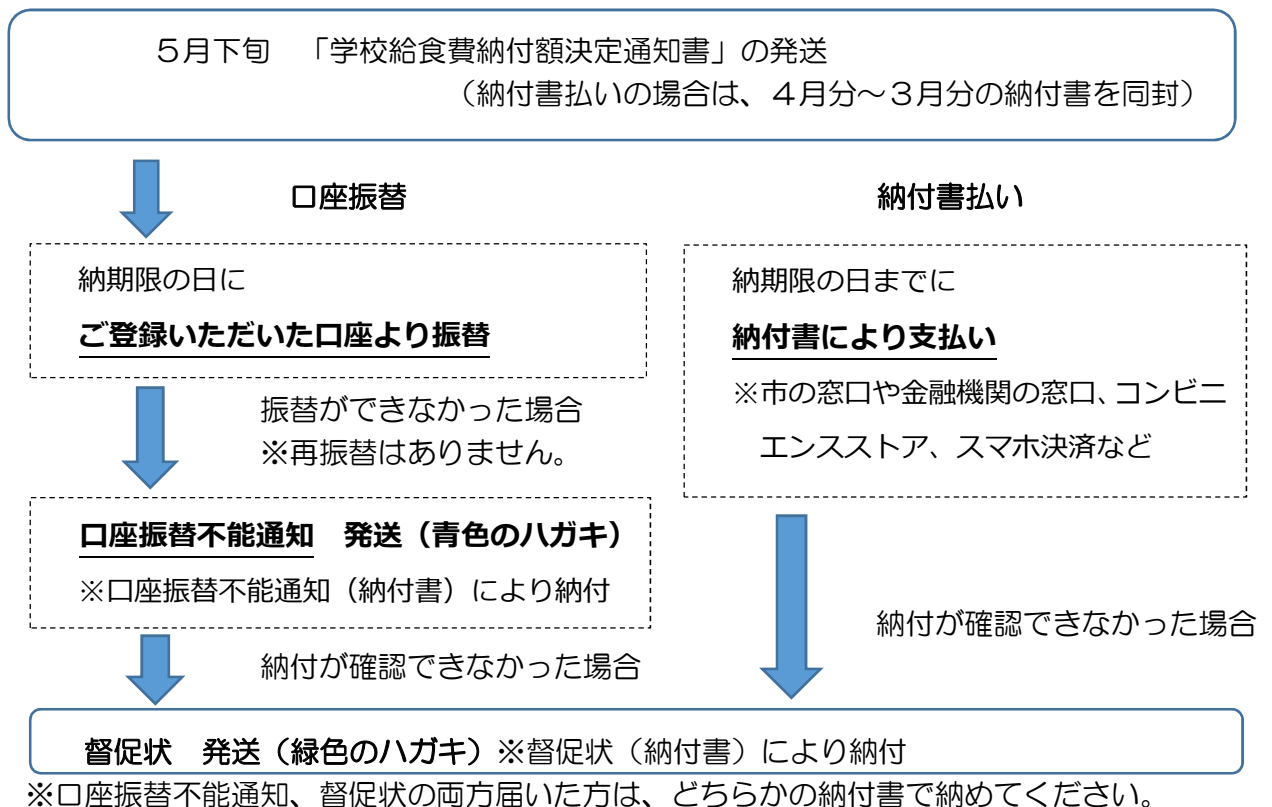
☞スマートフォンアプリによる決済

PayPay、LINE Pay、はまPay、ゆうちょ Pay

■学校給食費お支払いの流れ

納期限（口座振替日）は、翌月末です。（土日・祝日の場合は翌営業日です。）

別紙「学校給食費納付カレンダー」をご確認ください。



■その他

- (1) 年度途中からの給食開始や、途中で給食を停止する等、月に1食でも給食の提供を受けた場合には該当月に月額をお支払いいただき、年度末に年間の給食提供回数に基づき、精算をします。また、市外へ転出する場合は転出翌月に精算します。どちらも該当される方には個別にご連絡いたします。
- (2) 就学援助制度認定者は、申請月から学校給食費の負担はありません。申請が却下された場合は、遡って学校給食費の納付をお願いします。（就学援助制度は別途申込みが必要です。）
【お問い合わせ先：教育指導課学事・教職員係 0465-33-1682】
- (3) 年3回支給される『児童手当』から、未納分の学校給食費を差し引いて支払うことができます。納め忘れがなくなる便利な制度ですので、ご希望の方は保健給食課までご連絡ください。
- (4) 事情により、学校給食費を納期限までに納めることが難しいときは、保健給食課給食係までご相談ください。学校給食費の納付が確認できない時は、督促状の送付、電話や個別訪問などを行います。場合により、裁判所へ支払督促等の申し立てを行うなど、厳正に対処させていただきます。
- (5) 二重納付等で該当月分が過納になった場合は、未納分に充てさせていただきます。

お問い合わせ

小田原市教育委員会 保健給食課給食係 TEL 0465-33-1694